

第二十八回国会 建設委員會議録第十五号

昭和三十三年三月十八日(火曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 西村 直己君

理事内海 安吉君 理事荻野 豊平君

理事久野 忠治君 理事三鍋 義三君

理事逢澤 寛君 池田 清志君

井原 岸高君 木崎 茂男君

薩摩 雄次君 徳安 實藏君

馬場 元治君 松澤 雄藏君

井谷 正吉君 井手 以誠君

中島 巖君

出席國務大臣

建設大臣 根本龍太郎君

出席府政務委員

建設政務次官 堀内 一雄君

建設技官 山本 三郎君

(河川局長)

建設事務官 植田 俊雄君

(住宅局長)

委員外の出席者

大藏事務官 松永 勇君

(主計官)

農林事務官(農 正井 保之君

地局参事官)

農林事務官(林 戸嶋 芳雄君

野庁林政部長)

建設事務官 関盛 吉雄君

(河川局長)

建設事務官(河 国宗 正義君

川局長政課長)

建設事務官(住宅 鮎川 幸雄君

局住宅総務課長)

専門員 山口 乾治君

委員に選任された。

同月十八日

委員志賀健次郎君及び神田大作君辭任につき、その補欠として井原岸高君及び井手以誠君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員井原岸高君辭任につき、その補欠として志賀健次郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

地すべり等防止法案(内閣提出第七六号)

地すべり等による災害の防止等に関する法律案(井手以誠君外二十五名提出、衆法第一号)

公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号)

○西村委員長 これより會議を開きます。

公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題とし、審査を進めます。本件につきましては、前回の委員会におきまして質疑はすでに終了いたしました。

これより本件を討論に付します。討論の通告がありますから、これをお許しいたします。三鍋義三君。

○三鍋委員 私は日本社会党を代表いたしまして、公営住宅三カ年計画案に對するところの賛成の討論をなさんと

するものであります。

率直に申し上げて、本計画案に對しましては必ずしも満足するものではないのであります。その理由は、過去二期における計画の実績によりまして、明らかでありますように、審議會のごく控え目の答申に對してさえ、これが十分に尊重されてないからであります。すなわち第一期の計画に對しましては六九%にすぎず、第二期計画に對しましては九二%という実績でありまして、そのうち第二期計画におきましては一種の犠牲においてかろうじて面目を保っているという結果になってい

るからであります。今度の第三期計画にいたしましては、三十三年度の予算決定後において審議會の答申がなさ

れ、閣議決定を見ているのであります。このこと自体すでに變則であるばかりでなく、その初年度計画においてすでに積極性に乏しく、依然として一種を一千戸減らすことによって二種をわずかに二千戸ふやしているにすぎません。この点は審議の過程において当局に對して十分だした点でありま

すが、必ずしも満足のできる答弁を得られなかったことを遺憾とするものであります。特に最近における公団住宅における家賃の高騰によりまして、一

種入居階層との間に空白地帯ができてきております。この事実を無視することとはできないのではないしょうか。

この階層に對するところの住宅対策を今後どうするのか、また不燃性公営住宅、特に中層耐火住宅の増加と標準建

設費の引き上げの問題、用地対策の強化、拡充といったように幾多の問題が残っていることはすでに御承知の通りであります。特に引揚者の住宅対策に對しましては、三十一年三月二十七日の閣議によつて住宅対策が決定されておるのであります。その予算措置とい

うものは全然なされてないということ、これは、私の最も遺憾とするところであります。また答申案による共同施設は、必要に応じて建設するといったようないまいる表現を用いているのであります。これは住宅施策の一環として当然実施されるべきものであるにかかわらず、これも全然予算の措置がなされてないものであります。以上によりまして、すしきりた気持で本

法案に賛成できないというわが党の氣持は十分御理解願えると思うのであります。したが、次第の策を講じてやむを得ず賛成の意を表するものであります。ただ当局におかれましては、その実行に當つては、これらの諸点を十分御考慮の上、遺憾なきを期せられたいのであります。

以上申し上げて、本案に對する賛成の意を表し、私の討論を終ります。

○西村委員長 討論はこれにて終局いたしました。

公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件につきまして採決をいたします。本件を承認するに賛成の諸君の御起立をお願いいたします。

(総員起立)

○西村委員長 起立総員。よつて本件は承認するに決しました。

なお、報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認めま

す。

○西村委員長 次に、地すべり等防止法案、地すべり等による災害の防止等に関する法律案の両案を一括して議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がございますからこれを許します。井手以誠君。

○井手委員 私は先日、地すべりの現地に再び地すべりの危険が生じたというので、昨年の夏に大津市を起し、伊万里市の入形山に現地視察をして参りました。大津も多分御視察になつたと思いますが、長崎、佐賀の県境のところが一而今日亀裂を生じております。特に入形山の南側にも、新

たに二百メートルばかりの亀裂が生じております。下の方の部落が立ちのかねばならぬという緊急な事態に立ち至つております。この前の地すべりから移転をしたところが、再び移転先が移転をしくやならぬということも

起つておりますし、同時にまた移転家屋の立ちのきの状況を私は詳しく調べて参りましたが、やはり家屋移転に

ついては、もっと積極的な対策が必要

三月十四日

委員井原岸高君辭任につき、その補欠として馬場元治君が議長の指名で

であることを私は痛感いたしましたので、先般大臣に教点について伺いはいたしたけれども、重ねて大臣の所見を承わりたいと思っております。地すべり対策は御承知のように予見される大災害区域を指定して、防災工事を施し、できれば未然に地すべりを防止する。不幸地すべりがあつた場合には、被害を最小限度に食い止めるというのが第一だと考えております。そのためには区域内の住民を強制的にでも立ちのかせて、家屋その他の工作物を移転させることが必要であります。それが第二だと考えております。次は地すべり地帯が一般の耕地率一五％に比べて四〇％に上つております。すなわちほとんど農家であるということと考えますならば、その関係農地の保全と移転する農家の援護をすることが、私は第三の対策だと考えております。

従つて生命財産を守る上から、また事業の順序から申しましても、家屋移転が私は先決問題だと考えるのです。中には、防災工事は非常に莫大な費用がかかる、また全体の防災工事を進行するためには、さほど危険に瀕していない家屋を強制的に立ちのかせなければならぬ区域もあろうかと私は考えておるのであります。かように考えて参りますと、家屋の強制移転に伴う補償ないし援護ということが、私は地すべり対策の中心でもあると信じておるのであります。現地を見て私はそう信じておるのであります。決してそれは大蔵省その他の考へておるような、生命は自分のことだ、あるいは財産はみづから守るものだというような考へ方ではない、まして、国家的立場から農地を保全し、国土を保全する、民生を安定する、そういう立場で私はこの法案の審議にからなければならぬと考へておるのであります。もちろん私は防災工事の技術的な問題については当局にまかせてもいいと思ひます。それよりももっと考へなければならぬことは、家屋移転をめぐる諸問題にもつと血の通つた、効果のある対策が私は絶対に必要だと考へております。そういう意味で私はお伺いをいたすわけであります。第一に、何ゆゑに固みずから、あるいは都道府県知事が移転の勧告をしないのか、国土保全と人命財産を守るために、公共的立場から当然移転の勧告を行うべきであると私は考へております。私の承知したところでは、建設省の試案には家屋移転の勧告があつたと私は記憶をいたしております。関係住民は生命財産の不安を感じながら、なお動く土地に執着を持つておる、かじりついておるというこの住民の心情、それは第一には父祖伝来の土地に愛着を感じておる、さらに移転に要する費用を持たない、適当な移転先が見つかからないこと、また移転しましても新しい生活が安定するまでの不安があること、また果して移転して農業経営が成り立つかどうか、こういう不安があると私は考へておる。この根強い感情と不安を、この法律によつて、国力によつて除いてやらなくては、乗り越えなくては、私はほんとうの地すべり対策となり得ないと思ふ。そういう意味から、なぜ国家的立場から移転勧告をしようとなさらないのか。法案によりますると、地元市町村が県の勧告に基いて関連事業計画を立てることになつておる。そういう自主的な措置もわからぬではありませぬけれども、な

かなか土地を離れ得ない、離れようとしても費用に困つておる、移転先の不安があるという、この事実について、この勧告がでない理由を一つお示しを願ひたいのが第一点であります。

第二には、ただいま申しましたように、家屋移転は困難な問題であります。それは大臣も十分御承知なさつておると思ひますが、ダムの水没地帯、あるいは軍事基地における問題、それらを考へると、家屋移転というものはなかなか簡単にやれるものではございません。莫大な補償金を出してもなお困難である。それは自分たちの生命、財産に危険があるから、自分たちがすればよいではないかというものの、その簡単に参らぬのであります。そこで第二にお伺ひしたいのは、果して関連事業計画程度のものでは、家屋移転といふものの実際の効果があるかどうか、この二点についてまず大臣の御意見を承わつておきたいと思ひます。

○根本国務大臣 ただいまいろいろと御意見がございました。地すべり地帯における家屋の移転の問題は、長い間その土地に執着しておる農民の心境からすれば、なかなか困難な問題があるものであります。その困難な問題は土地に執着しておるということのほかに、移転のために相当の費用がかかる、あるいはまた移転する先について十分な措置がないということに對する不安、これに對する保障がないということが大きな原因であることは御指摘の通りと存する次第でございます。政府が本法案を出すに當りまして、何ゆゑに強制的に移転の勧告、あるいはそうした法的措置をとるような考へを持たなかつたかという点が、

第一点の御質問のようでございますが、先般も実は私が当委員会における御質問にお答えをいたしましたこと、に、本来ならばそういう危険地域については全面的に国家が買収して、そして他に移転せしめるといふことも考へ得る一つの方策でございます。ところがこれについては何しろ非常に膨大な経費がかかるのみならず、私が二、三現地について見たところによりまして、市当局、当県局が再三勧告して

もなかなかできないのみならず、その県内において適当な移転先を見つけることはほとんど困難である、そういう状況であるがゆゑに、どうしてもこういう問題の本格的な解決ができない。それでは、たとえば北海道とか、あるいは他の適当な土地にあつてはいいじゃないかという御議論も出るのではありませんが、やはりその土地に住んでゐる人からすれば、たとえば北海道なりその他東北なりにおける地方にあつてそこに行けない、こういうような事情がありまして、強制的に立ちのきの法的措置をすることは憲法上の問題もあつてこれができないということ、予算上の問題、二つの点から本法案において危険区域を指定し、その区域内におけるところの人々を強制移転させることは立法措置としていたさなかつたわけでございます。

その次に、移転の場合において勧告によつてやらずに、自主的に町村における計画に基いてこれをやるようになったのは徹底的じゃないかというような御意見でございます。これもごもっともでございますが、やはりこの事業は主として県をしてやらしめる

建前になつておりまして、県が一応の計画を立て、これに基いて関係市町村が現実に適したところの計画を立てて、これに對して政府がいろいろと協力申し上げる、こういう態勢が最も實際的じゃないか、こういう観点で措置をいたしたのでございます。そこで問題は、それならば移転に對するところの補助をもう少し考へていいじゃないかというのが御議論の点だと思ひます。実はこの法案を作るに當り、また予算措置に當つて私はそれを考へました。率直に申し上げまして、その主張もいたしたのでございます。ところが従来、災害の關係方面におけるそういうような場合においても、災害が実際に起きた場合以外にはそういうふうな補助措置はしていない、こういう關係で、どうしても關係方面との意見の一致を見ません。そこでやむなく補償の措置をもつてこの問題を解決しよう、こういうふうなことを、従来はと

んどあまり顧みられなかつた状況からすれば一応の進歩と考へるのであります。これは漸次実施の後、さらに国家財政の充実に伴ひまして漸次御趣旨に沿うように努力いたしたいと思ふのであります。今回の立法措置並びに予算措置においては、この程度をもつていたすよりほかなかつたという状況でございます。

○井手委員 大臣が退席なさりましたので、根本的問題については省略したいとも考へておりますが、一歩前進だといふ意味では私は理解できない。しかしせつかく作つてもこの重要な事態の問題については、緊急事態に對処する法案としては非常に徹底的である、こ

れが落ちる心配があるというような場合に使つておる機械がございまして、これなら使えないかということで研究もいたしました。ただその当時いろいろと先生方の中にも、こんなもので地すべりというものは警報できないというようなことをおっしゃる方もございまして、私もいろいろ研究したのでございしますが、そういうものを地域全般的に備えつけることができまするならばいいわけがございします。ただ一点か二点につきまして、完全な現象をもしとらえることができてなくて失敗いたしましたような場合には、それに依存したために危険が生ずるというようなことが起ると非常に心配であるという点から、現在の状況におきましては自動警報機というのはまだあまり自信がないというような点もございまして、自信を持つて入れることができなかったわけがございします。一方予算的な問題におきましても、今の補助等の問題も予算のときに要求はしておったわけがございします。これも小さいものに対する補助であるからということと、われわれの主張通りにいかなかったものでございします。そういう点もございまして、この法案に入れることができないかったのでございします。一方標識という問題につきましては、さきに申し上げましたそういうふうな不安の点もございしません。これは標柱を立ててこれを標示するものでございします。で、そういう心配もございませんので、法律に掲げた、こういうのでございします。

○井手委員　標識は行政上の必要である、しかし警報は實際上必要なんです。

よ。私ずつと各箇所を見て回りましたけれども、多くのところは鳴子式に警報機みたいなものを据えているので。かえって害があるようなお話がありましたけれども、そんなことは絶対にございせん。もつと上の方から崩れてくるのに、下の方からそんなにわかるものじゃないのです。なくてはならぬ警報機です。もし予算の点でいけないというならば、やはり標識と同様に補助金のない必置施設にしてみたいのじゃないか。私はぜひ必要だと存じておりますので、この点も与党の皆さんに御相談をいたしたいと思っております。委員の中にはいろいろ反対の意見もあつたとおっしゃいますが、それは実情を御承知ないからだと私は思うのでありまして、その点は一つ建設当局も十分御考慮したいと思う。今でも警戒の小屋を建てて、鳴子式にやっていると私をよく見ているのです。そういう危険のある地帯です。そうでないところは著しい被害を及ぼすとか、先般綱島さんのお言葉ではあります。やはり指定されたところは危険地帯です。どうぞその点は十分御考慮したいと思う。

次に条文のことでございますが、防止工事の基本計画はどういう内容をさすのか、それをお伺いいたします。

○山本(三)政府委員 防止工事の内容につきましては、主務省令で定めることになっておりますが、その省令の内容容といたしましては、地すべり防止区域の状況、それから工事施行区域、受益区域の範囲及びその状況、防止施設の種類、規模、数量等を定めまして、基本計画の内容といたしたいと考えて

おります。

○井手委員 次に十八条に示されておる行為の制限であります。この点については先般飲茶権の試掘、探掘のことで一通りお尋ねをいたしました。が、

〔委員長退席、荻野委員長代理着席〕

こういう行為をやるうとする場合には許可が要る、現にやっているものについては許可とみなす、もし違反した場合には制限または禁止をすることができ、こういうのが私は条文の骨子だろうと思っております。ところが現に存在する家屋とか工作物あるいは電柱、さらに水道施設等々の現に存するいろいろな施設、こういったものはどうなるのか。それはただいま申しましたように二十一条の監督処分であるといふもので、違反した場合はこうするといふことを書いてある。しかしその所有者といふものは違反したものだとは考えないはずで、「行為」に違反したものはいけないとありますけれども、本人は違反したとは考えていないはずであります。現に存する施設、家屋その他の工作物、あるいは電柱その他の構造物、あるいはいろいろな施設、こういった現に存する施設の所有者が、ずっと今まで何事もなくやってきておる。それがある時点から違法になった、違反になった、こういうとき

ます。あなたの方の考えは、現在やっているものはこれは許可とみなす、違反したものは制限禁止をすることができ、そうなりますと、善意による従来通りやっておるものが果して違反になるのかどうか、悪意でないと思つてやっておるものの行為が果して違法行為になるか、この点が私は問題であるうかと思ひますので、一つ見解を承りたいと思ひます。

○関盛説明員 ただいま井手先生の御質問は、当該地すべり区域内において従前から、本法の施行以前から施設を持っておる。それがたとえ住宅であるとか、あるいは電柱その他のような施設であつて、そのまま適法にあつた、今回の法律の施行によつてそれが不適法なものとなされる、こういう場合にはこの第十九条の経過措置であるといふことになるわけでございまして、十九条は御指摘の通りに、施設とやっておる行為と、二つの事柄を規定しております。従つてこの限りにおいては前条第一項の許可を受けたものとみなすといふことでございまして、十八条の行為の制限に関する許可があつたといふことになるわけでございまして。ところがそれがこの法律の施行とその後の災患との関係において地すべりの防止を阻害する原因になっておる、こういうふうな事実が現れたときには一体どうするか、こういう問題でございまして、これはこの監督処分に關する第二十一条の問題に具体的に關する場合は、なるケースがあり得ると思ひますので。従つて第二十一条は「都道府県知事は、次の各号の一に該当する場合において、第十八条第一項の許可を受けた

者」この第十八条第一項の許可を受けた者は、第十八条の本文及び十九条の経過措置によつて許可を受けたものと見なされる場合も該当すると解釈するわけでございまして、それが「地すべりの防止上著しい支障を生じたとき」とあるのは「地すべり防止工事のためやむを得ない必要が生じたとき」とあるのはその他「公益上やむを得ない必要が生じたとき」といふような一、二、三、四の五のような場合におきましては、「必要な措置を命ずることができ」といふ理由地すべり防止上重要な阻害をなす原因になるという場合には、ただいま申し上げました第二十一条第二項の場合に該当することもあり得る、こういうことでございまして。

○井手委員 第二十一条の場合、工地上やむを得ない、防止上支障がある、そういうことで許可を受けたものと見なされた従来の家屋、工作物いろいろな施設の制限禁止が果して可能ですか。適法にやっていると、特別に変わった工事をしないでもそのまま存置しているような場合、利用しているような場合に、新しく著しく支障を生じたものと認定できるかどうか。たとえば重量物であるために必ずしもその土地が下るような場合も含むでしょう。何も利用しなくても重量ある工作物があるためにその地盤がずつと下るような場合も予想される。そういう場合に「防止上著しい支障が生じた」「防止工事のためやむを得ない必要が生じた」といふこの条文で、法律用語で、果していろいろな制限をすることができかどうか。この点を重ねてお伺いいたしたい。

○関盛説明員 具体的場合になりましてと具体的にケースについて判断をすべきことと思ひますが、「防止工事のためやむを得ない必要が生じた」といふ場合以外の場合におきましては、この第二十一条の第二項の第二号に該当する場合、これが「地すべり防止上著しい支障を生じた」といふことの認定の問題だと思ひます。井手先生はこれでは狭いんじゃないかといふ場合もあるのじゃないかといふような御意見、御質問のようだったと思ひますが、この地すべりの防止上必要だといふ場合は、やはり場所々々によつて基準がいろいろありましようけれども、地すべり防止上その施設なり何なりが置いてあることが防止を阻害する原因になるという場合には、この条項が必要なる場合として適用せられることだと考えております。

○井手委員 この点はどうも解釈がはつきりしておればいろいろのお尋ねをすることはございせんけれども、やはりいろいろな場合を予想しておかねばならぬのであります。地すべり防止上、やはり工事の制限禁止といふことは非常に重大な問題である、その意味でお尋ねをいたしております。たとえばその地帯に水道施設がある、あるいは電柱があつて台風その他のために非常に地盤をゆるがすおそれがある、そういうふうな、たとえば電柱その他の工作物あるいは水道施設などの施設があつた場合にはこの第二十一条の第二項の規定で、第一項のいろいろな制限禁止事項を行ひ得るかどうか、その点を明らかにしていただきたい。

○関盛説明員 今お尋ねの問題につきまして、まずこの地すべり等防止法案

におきまして、かような有碍行為を今
回あらためて立法として禁止いたすこ
とに相なったわけでございますが、そ
の場合に、地すべり防止区域が河川等
のような施設といたしまして非常に
はつきりいたしております公物につ
きましては、河川区域を認定いたせば何
の経過措置の処分を待たずして直ちに
全部許可を受けなければならぬこと
に相なるわけでございます。で、この
ように新しい公物の管理法規を制定い
たしまして有碍行為を禁止いたします
場合の経過措置として、二つの方法が
あるわけであります。何らの措置を要
せずしてみな許可を受けるべし、こ
んな場合は最も極端な場合であります
が、この法律案におきましてはさよう
な措置をとっておりませんで、経過措
置としては二つの方法が考えられるわ
けでございます。まず一つの方法とい
たしましては、一定期間、たとえば三カ
月内に、全部さような該当有碍行為
は新たに許可を受けなければならぬと
いたしまして、その三カ月内は違法で
はない、しかしながら三カ月内に許可
を受けなければならぬ、かようにい
たしまして、何らの補償を行わずして
新たに有害なる行為に該当すれば禁止
をし、あるいは条件を付し改築を命ず
ることは可能でございます。この法律
案におきましてはさような極端な方法
をとらずして、従来いろいろな施設と
して利用されておる、あるいは家屋等
がある、工作物等もある、先ほど御指摘
のような電柱もあり、あるいは水道の
工作物も、あるいは防止施設に役立つ
工作物自身もあるわけであります。さ
ようなものをこの経過措置におきまし

ては許可を受けたものとみなすとい
しますことは、非常に現状の利用方法
を尊重いたしておるわけでございま
す。従いまして十九条におきまして全
部許可を受けたと同じききめがある、
同じ扱いにする、かような扱いにいた
しました上で、先ほど御説明いたしま
したように二十一条第二項におきまし
て、実は一、三号は該当しないわけで
ございまして、一、三号はいかに許可を
受けたものといえども、このような事
情に相なりますれば許可を取り消され
るのは当然でございます。しかしなが
ら地すべり防止工事のためにやむを得
ない場合あるいは三号の地すべり防止
以外の理由によって取り消される場合
は、正当なる補償が当然要求されるわ
けでございます。これはここにみな
された人ばかりでなくて許可を受けた
人についても同じでございます。ここ
に書いてありますことは当然なこと
でございます。何ら新しいことではな
いわけで。

〔荻野委員長代理退席、委員長着席〕

二号の著しい支障が生じた場合のみが
問題になるわけでございまして、十八
条におきます許可の基準と全く同じで
ありまして、著しい支障が生じた場合
とみなされた人に対して、これは何
らかの措置をとるのもやむを得ない措
置でございます。ただしこの場合にお
きまして著しい支障があります場合に
おきまして、この経過措置を尊重す
るゆえをもちまして、三項においては
十分な補償を行う建物になっておる
わけでございまして、従いまして先ほど
お尋ねの電柱の施設、これは実際に当
てはまらないかと思いますが、地表水

の滲透を助長する行為に該当する、そ
れから水道の施設が、第一号の地下水
を誘致し、または停滞させる行為で地
下水を増加させる、さような有碍行為
に該当いたしますことが判定されます
場合におきましては、従いまして二十
一条第二項第二号に該当するわけでご
ざいます。さような場合においては、
その所有者に対して必要な措置を命じ
得る、かような結論になるわけでござ
います。さような場合におきまして
も、この法律等においては特に経過措
置を尊重して、正当なる損失補償をい
たす、その上で措置を命ずる、このよ
うになっておるわけであります。

○井手委員 二十一条第二項第二号の
「防止上著しい支障が生じたとき」と
いうこの条文によって救える、こうい
う御答弁のようです。そうはつきりし
ておれば、もうけつこうであります。

ただ家屋移転の計画に應じないで引き
続きそこにおろすとするような場合、
水の関係がない工作物その他の場合、
これは十八条に地表水や地下水を中心
になつておりますが、その「地下水を
誘致し」とかあるいは「停滞させる行
為」とか、こういうようなものでない
場合の行為、たとえば自分はいくま
も父祖伝来の土地を守つていきたい、
こういうふうで家屋の関連事業計画に
応じないような場合、こういう場合は
どうなりますか。

○山本(三)政府委員 十八条に掲げて
ございまして、第一項の一、二は地
下水、地表水の問題でございまして、
四号も主として水に関係いたします
が、三号、五号におきましては地上に
乗ります重量物等によって地すべりを
助長するものをここで許可を受けさせ

ようということにいたしております。
従いまして、たとえば第五号におきま
しては「前各号に掲げるもののほか、地
すべりの防止を阻害し、又は地すべり
を助長し、若しくは誘発する行為」とい
うことになっております。これでは政
令で内容をきめるわけでございませ
んが、主として重量物の載置であると
か、盛土等をいたしまして、地すべり
の均衡を破るようなことを規定しよう
というようにいたしておりますので、
こういうものに該当いたしまして助長
するといふようなものがございするな
らば、当然これを二十一条の二項にか
けて必要な措置を命ずるということに
相なるわけでございまして、家屋がす
べてそれに該当するかどうかというこ
とは、具体的問題にならぬと判定は
できないといふふうに考える次第であ
ります。

○井手委員 ただいままでの御答弁に
よりますと、制限禁止の行為について
重要なことになるのは二十一条第二項
第二号、さらにこれを生かすためには
十八条第一項第五号、これを活用する
という結論のようであります。それで
あればけっこうであります。それであ
れば私はこれ以上申し上げることはあ
りません。それに該当すればけっこう
です。ただ私は家屋の場合はあり得る
と思う。立ちのかない場合にはどうな
るのか、この点を一つ。

○関盛説明員 地すべりの防止区域の
中、もしくは危険区域の中で立ちの
かない、こういう立ちのかないというこ
とによる結果が、地すべり防止を阻害
する原因になっておるということであ
れば、これは一つの行為制限の各項に該
当する具体的場合があるかもしれま

せんが、その住宅が立ちのかないこと
によって住宅自身が危険である、こう
いう問題によりましては、この十八条
の行為制限とは直接関係は少し薄くな
ると思ひます。

○井手委員 小さな問題のようですけ
れども、現実にはこれはかなりあり得
ると思ひます。それで、十八条の制限よ
りは家屋の場合は薄くなるとおっしゃ
いますが、応じない場合はどうなるの
ですか。

○関盛説明員 関連事業で示してあり
ます住宅の移転に対する勧告の措置で
ございまして、これはまず第一段階に
おきまして関連計画を立てまして、そ
してその危険区域内の居住者本人がそ
の移転の申請をいたしまして、それに
伴つた勧告の期間内に行われまして移
転措置に對しましては、融資の措置が
確実に追従するような措置を考えてお
るわけでございまして、従つて、個人が
動かない、こういうことについては、
これは直接強制するという法的な手段
は、個人のためには特に講じてはあり
ません。これは先ほど大臣からちよつ
とお話ございましたように、憲法上の
関係もございまして、この法律の
建前といたしましてはそういうふう
にいたしておるのでございまして。

○井手委員 家屋移転は、直接危険が
ある場合と、防止工事上、さほど移転
が必要でない家屋も移転させねばなら
ぬ場合が相当あると私は思ひます。そ
れは最初に申し上げた通りです。そう
いふ場合にどうなるのか。憲法上云々
だけでは私は解決できないと思ひま
す。やはりこの二十一条の第二項、第
二号でおやりになるつもりですか。

ために地すべり工事ができないとか、あるいは地すべりの防止上非常に支障があるという場合には、やはりこの二十一一条の二項によりまして、必要な措置といえますから、移転を命ずることも考えられると思います。

○井手委員 それで明確になりまして。

そこでもう一つ関連してお尋ねいたしたいのは、危険地帯には立ち入ってはならぬということがないようであり、測量その他の調査のためには立ち入ることができるようになっておりますが、この危険な地帯に立ち入ることについての制限はありますか。

○国宗説明員 危険区域につきましては立ち入り禁止の規定を設けなかったゆえんのものは、立ち入りましても特に地すべりを助長する恐れは誘発するといふおそれがないからでございます。また、具体的に危険があります場合には適に、そこにおる人間に対して、法律案の第二十五条によつて立ちのきを指示いたしまして、避難のために必要な措置を講ずるようにならしておるわけでございます。

○井手委員 ところで一つ農林関係に移りたいと思います。

○西村委員長 井手委員に申し上げますが、農林大臣は御存じの通りきょうソ連に立つて、石井さんがかわつて、地すべり関係の政務次官は瀬戸山君ですが、参議院の予算と農林とかけ持ちで発言中なんだそうで、その点御了承願いたいと思います。

○井手委員 それでは林政部長と参事官に一つ。

今までの質疑応答で大体私の考えは御理解願えたと思いますが、申すまで

もなくこの地すべり対策は、防災工事、家屋等の移転、それから移転する農家の援護、いわゆる農地の保全を加えた土地利用計画、これが私は三本の柱にならなければならないと考えております。従つて農林省でも従来第三の土地利用計画、地すべり地帯の農地をいかに活用するか、水田であつたものを畑にするとか、いろいろ利用方法がありましよう。もったいない農地でありましよう。いろいろな活用方法がありましよう。さらに立ちのきかねばならぬというので、農家の補償なり援護というものは当然私は農林省で考えねばならぬ問題だと考えます。ところが提案されました本法案によりまして、三本の柱の一つであつた土地利用計画というものがずつと後退をして、防災工事の付帯工事をみないものになつておるといふ印象を私は受けるのであります。

名前通りの関連工事ですから、防災工事のつたりの工事になつておる。私はその点で非常に多くの不満を持っております。関連事業は原案によりまして、家屋その他工作物、農地及び農業用施設が中心になつておりますが、住民の百パーセント近くは農家でありましよう。従つて移転する農家の援護とか助成とか、こういうものをやるのが私は当然ではないかと存じております。たしか農林省の数次にわたる草案にはこういうものがあつたと思ふ。これは具体的に申しますならば、土地の売り渡し、移転先の家屋の敷地の取得、それから移転後の農業経営のやり方あるいは近くに移転できぬで入植ということも考えられるのでありましよう。あるいは中には海外移住といふこともやはり考えなくてはならぬ

ことがあつたと思う。さらに自作農創設維持資金の援助であるとか、あるいはだれも買わない農地を国が買取するといふ事態も起つてくるのでありましよう。あるいは近接のところに新しい部落を作るという場合には、道路の問題も起つてくるのでありましよう。そういうふうに移転する農家が移転しやすいように、また農業経営が成り立つようには、そういった援助なり補償なりが私はこの法案には絶対必要だと存じております。農林省はさうに初めはお考えになつたはずであります。この原案によりましてずつと後退して、関連事業のようにつたりの仕事になつてしまつておる。私は参考までに申し上げますが、東インドのダモデル河の上流の開発で、そこに人工湖を作るために、開発会社が湖底に沈む部落民のために高い、健康的なところに近代式な住宅を建てて、そこに集会所なり、寺院なり、文庫施設まで作つて、新しい部落を建設するための万般の準備をしたことを承つております。それはどうまでもしなくてはならぬ部落の移転といふことはできない。所にもよりましようけれども、やはり集団的に地すべり地帯の下にありましよう被害を受けるおそれのあるところは一戸とか二戸とかじゃなくて、十数戸とか二十戸とかいふのがかなり多いのであります。あるいはもつと多いところもありましよう。そうすれば、こういう被害のおそれのある部落の人々は集団的に移転をしなければならぬ。その移転する農家が成り立つようになつた方が援護してやるのが、私は農林省本来の任務であると信ずる。ところがそういう措置はほとんどこの法案には盛りられてい

ない。しかもたゞいま例をあげました東インドの開発会社の問題にいたしましたし、それほだ当局が、会社が手厚い対策を講じておきながらも、農民は方角が悪いとか、農業経営が変るとかいうようなことでなかなかそれにも応じなかつたとは聞いておるのであります。一体農林省は、そういうあなたの関係の農家が移転するという場合に、どのようにお考えになつておるか。私はこの点については、実は大臣に聞きなかつたのです。ただ防止工事をやれば何とかなるだろう、金を貸せば移転しやすくなるだろう、こういう程度のもので農村を見てもらつては困る。農林省はそんな冷たい目ではないと私は思つておりますが、この集団的に移転しなくてはならない農家の対策について、どのようにお考えになつておりますか。

○正井説明員 お答え申し上げます。地すべりの対策につきまして、防止工事だけで事が済まないという点につきましては、私もかねがね意を用いておりました。お話をごとく、当初たとえば立ちのきなければならぬ場合に、住宅については建設省の方で融資措置の考慮を払われましよう、また関連しまして、農業用施設につきましては私どもの方で、幸い農林漁業金融公庫でもつてそういう生産施設に対する融資の準備がございまして、これを活用する、同時にまた農地を取得したりする場合は、あるいは農地を売つていかなければならぬ、移転しなければならぬ、こういうふうな場合のことも、あるいは入植の措置のことも当然要綱に書いておつたわけでございますが、これらは実は法律事項としまし

ては一般的に私も開拓の仕事等をやつております。従ひまして、その一環として十分措置できることもございまして、また農業用施設に対する融資措置につきましても、たゞいまございまして農林漁業金融公庫法に基きまして、その業務方法書によつて運用の道は講じ得るということで、特に法律の規定としましては設けてはございませんが、そういう点についての準備なり対策は考へておるわけでございます。土地利用計画という名前が実は消えておりますけれども、土地の利用計画につきましては、ただ農耕地の利用といふことだけではない、それは当然家屋の移転と関連しまして総合的な計画であるべきである、こういうふうな意味合いにおきまして、土地利用計画という用語は実は関連事業といふふうな名前に變つたわけでありましよう。

それから防止工事のみに重点が置かれてゐるんじやなからうか、こういう御質問でございますが、この点につきましても、これまで御答弁がなされておりますが、地すべりに対しまして、まず第一段としまして、地すべりそのものをでき得べくんば防止する。御承知のように、地すべり地帯は農業用地としましては決して悪くはございませう、また利用されてゐるところでありますので、まずそれをとめることによつて利用するといふことを考え、次いでその土地を利用していく上に、あるいは水路の位置が變りますとか、たぬ池を動かしますとか、あるいは従来水田であつたところを知つて十分利用することはよろしい、そういうことと土地の利用方法について工夫をこらすといふ意味合いにおきまして、関

はほとんどのこの法案には盛りられてい

連事業として総合的な計画措置をとる、そうしてこれにつきましては、一般の土地改良事業とは別に国の助成の方途も講ずる、こういうようなことを考えているわけでありまして、決してそういった農村の実態にそぐわないようなことではないと存じております。なお、重点的な移転が要する場合でございますが、これは実は私も開拓の仕事をやっておりますが、市町村におきましては、大規模のものは新規開拓の構想をもちまして国が積極的に計画から実施までの各段階に対して指導性を持ってやりますけれども、小規模のものにつきましては、市町村が計画を立案し、また実施にタッチしていただき、こういうふうなことを考えておりますので、そういう計画の一環として取り上げたいというように考えております。

農地の活用については載っておりますけれども、移転する農家の援護ということは全然抜けてしまっているのです。私は予算がしぼられたためにこういうことになったと思っておりますが、これではとても移転する農家に対する措置にはならぬと思う。たしか抜けているのです。農地の保全だけは、完全利用ということがうたつてありますが、移転する農家については全然書かれておりません。今参事官はあれもする、これもするとおっしゃったけれども、少くとも訓示規定くらいはここにうたうべきだと私は思う。なおこの点については委員の皆さんにも御相談申し上げたいと思っております。何か少し足らぬところがありはしませんか。これは大蔵省にはあとで聞きますが、農林省の方にもう一べん伺いします。これは農林省として、自分から言えば家族のものです。家族のものが集団的に移転しなくちゃならぬ、移転するにしたら、助成金はくれない。もちろん、利子のつく金は貸してももらえないでしょう。しかし移転しなくちゃならぬというその煩瑣な仕事、作業といふものは大へんなんですよ。しかも数年間は農地からは収穫はないわけですよ。全然ないとは申しませんけれども、ほとんど現金収入は考えられない。そういう農家に対して、どういふふうにして援護するということくらいは、もう少しうたつてもいいじゃないですか。この点はほんとうは農林省の所管ですから大臣に聞きたかった。あまりにもこの点について冷たいような気がいたしますので、もう一べん農林省にお伺いいたします。大蔵省の方にはあとでまとめてお尋ねします。

○正井説明員 重ねての御質問でございますが、法文にはそういったものの、たとえば入植のあつていないところとか、あるいは他に移る場合に農地を売却していかねばならない、そういった場合の農地の売却のお世話であるとか、あるいはそれをまた買う場合に、実は買主農家が金に足りないとかいふふうな場合における融資のことですとか、そういったことにつきましては一々の規定をここに書いてございせんが、それぞれの関係の法律なりあるいは措置によりまして、地すべりのおそれのある地帯における農業の経営の転換ということにつきまして、何とかやっておりますというふうに考えておるわけでありまして、そのようにやっております。

○井手委員 大体のところは苦しい答弁の中からも理解できますが、端的に申せばきわめて不十分である、これ以上は意見になりますから申し上げませんが、十分この点については今後お考えおきを願いたいと思ひます。あれもこれも世話したいとおっしゃるが、何かもう少し具体的なものはありませんか。あるいは新農村、新部落建設計画というふうなものでどういふふうに優遇したいとか、道路の方はどうするか、あるいは農地の買収はどうするか、宅地のあつせんはどうするか、いま少し関係住民に説明できる程度のものはございせんか。

○正井説明員 たとえて申しますと、集団的に相当まとまって移転をするというふうな場合には、先ほど申し上げましたように市町村単位でもって計画を立て、また実行していただくつもりでおります。市町村の開発計画、これは土地改良等も関連がございすれば当然その計画の中に入るわけでありまして、そういった措置を考えて参りますし、近くに適當な開拓地がございすれば入植者として、自作農として精進する十分の見込みがある場合は当然この入植者として迎えるという措置ができるわけでありまして、入植者といふことになりましたと、それは住宅の資金の補助が出ますし、また開墾作業あるいは土壌改良、こういったものについての助成も出るわけでありまして、また基本的な営農資金の融通、こういったことも当然に措置されるわけでありまして、また増反の扱いを受け得る者につきましては、これは非常に安い値段でもって、入植地と一体になつていふような一部の土地につきましても配分があるわけでありまして、また直接農地を買いたいというふうな場合に、もしその地すべり地帯の農家が自作農資金を受けるにふさわしい条件、これは一般的に中層以下の農家を対象に農地の不足資金を自作農資金で融通しておりますが、そういった場合には自作農資金をまた融通して回すことができるといふふうなことがあるわけでありまして、こういったようないろいろな現在の利用し得る施策、こういったようなものを総合的に集中的に活用するといふふうなことを、それぞれ具体的な事業に結びつけて措置して参るといふふうに考えておるわけでございます。

○井手委員 ただいままでいろいろお示しになった対策については、それはもう一般的なことでありまして、一般的なことも予算の制約でなかなか重点的にやるのが困難だ、だからやはりそういう問題は、こういう緊急事態に對しては特別に優先的にやる、そういうことをうたうことが私は地すべり対策の法案だと思ふ。

次にこれはまた建設省に戻ります。農林省も関係がございしますのでお聞きをお願いいたしますが、家屋移転の問題、家屋移転に対する助成ないし融資の問題です。私先日伊万里市の人形石山の復旧状況を見て参りましたが、二十三万円の家屋が公営住宅のように建てられております。そこを見ますと、とてもそれでは農業経営は成り立たないといふことを、関係者も痛切に訴えますし、私が見てもはつきりわかるのであります。公営住宅のようなところに移転しましても、農業経営は絶たれてしまふ。そこで家屋移転に対する融資は三十万円、それに用地買収に三万円、最高三十三万円だといふ承知いたしております。先日私は本委員会におきまして、助成金はくれない、そうであるならば融資ぐらゐは簡単にできるような措置はないか、具体案を次回の委員会にお示しになるように申し上げた。御用意ができておるならば一つ全部の委員さんにお配りを願いたい。なるほど移転します場合には古材を使うことができればあります。しかしそのままでありますならば、その古材木でも五年、十年は耐久年数がありましようけれども、一たんこれを移転して建築するといふ場合には、その古い材料はなかなかそのまま使えないのが常識であります。そのままであればなお十年くらいもつてゐる場合でも、新しくこつとよそに持つていつて建てる場合には、その古い材木というのはもう簡単に使えないのが普通であります。

す。そういういろいろ考えて参りますと、農業経営からいきますと三十万円で足りないので。しかもそのほかに農舎、畜舎の問題があります。この融資の限度を引き上げざるを得ない。せいか。それから農舎、畜舎に対してはどの程度までお貸しになるつもりでございませうか。

○鮎川説明員 先般手続の点がどうなるかというお話がございましたので、まず手続の点について最初御説明申し上げます。

ただいまお配りいたしました資料によつて御説明申し上げますが、まず地すべり防止地域が指定されますと、それを主務大臣は公庫に通知いたしますが、その区域におきまして家屋の移転という問題が起つてくるわけでございします。そこで家屋の移転につきましても、関連事業計画によつてはかの事業と一緒にそれについての計画がでるわけでございします。家屋の移転につきましては、すべてこの融資によつて行われるものばかりではなく、自力によつてできる場合、あるいはどうしても融資によつてはできない場合、その他いろいろその状況によつてあるかと思ひます。こういうような総合的な観点から、家屋の移転計画というものが市町村において作られるのではないかと考えられるわけでございします。特に融資関係について申し上げますと、家屋の移転の計画をまず市町村が作りしましたならば、これを公庫の支所の方に通知をしていただくようにしたいと思ひます。そういうふうにとめて計画が行われますために、申し込みの受付及び審査につきましてはできるだけ簡単にいたしたいと私も考へ

ておるわけでございします。融資として必要な最小限度の手続はやつていただかなければならないことはもちろんございします。まず申し込みの受付、審査につきましては、従来は御承知のよう原則として金融機関で申し込みを受け付けてまして、抽せん等の手続によつてやつておるわけでございします。この場合には原則として地方公共団体にお願ひしたい。もちろんいろいろな事情で公共団体でできない場合には、金融機関としてできる道を開いておきます。その場合の提出書類も一般の場合と比べまして、できるだけ簡単にいたしたいというふうにお考へておるわけでございします。設計審査につきましても、従来公庫におきましては、公庫において建築の基準を示してありますために、設計審査も行ひまして、現場審査も数回行なつておるわけでございします。この場合においては、建築基準法に基いておればよろしいという建前をとつておりますので、設計審査、現場審査につきましても、できるだけ簡素化したしたいというふうにお考へておるわけでございします。なお融資につきましても他の問題につきましても、これは全般的に簡素化したしまして、できるだけ必要最小限度のものにしたいとお考へておるわけでございします。その他といたしまして、イ、ハと書いてございしますが、たとえば保証人につきましても、必要に応じてだけ簡素化する、抵当権などもこれは金額が少い場合などはつけなくてもよろしいというふうにいたしたいとお考へてございします。手続については以上

のように考へておる次第でございします。

なお融資の限度を引き上げる考へはないかというお話でございします。従来公庫におきまして一般の貸付をいたしておりますが、その限度に近い線に、この地すべりの場合にも貸すようにいたしておるわけでございまして、これをさらに引き上げますと、移れる方の負担の問題もございします。それからさらに畜舎、農舎の農業用のための融資の問題もございします。私も、家屋の移転については、この程度において一応この目的を達するのじやないかというふうにお考へておる次第でございします。なお自力によつて、あるいはもつと資力のある方がこのような規定によつてやらない場合、一般の手続においてやろうとされる方がございします。その方法によつてやる道も開いておるわけでございします。この場合には特に応急に移転をしなければならぬという方々について、必要な限度を定めたというふうな考へをいたしておるわけでございします。

○井手委員 手続その他のことについては、實際問題でございまして、ここで詳細申し述べると時間の余裕がありませんので省略いたしますが、今の御説明によれば、一般建築の基準に基いてというふうな話があります。平たく申しますならば、農家の場合は最高限度が三十万円になるか、あるいは四十万円になるか、それはあとの問題になりますけれども、一応今のところは三十万円になっておるようでありませう。その場合には、市町村長の証明があれば、どういふ設計をしようか、どういふ基準でやろうと、やはり農業経

営がやりやすいように、それぞれの地勢に応じて建て方もあるであらう。それから、移転のために必要だといふ農家であれば、移転するものであれば、その設計とかあるいは基準とかといふものは自由にさせて、最高限度までは貸す、またそれを越えて、たとえば七十万円建てようとか八十万円建てようといふものは、その差額は自己負担だ、最高限度までは貸すというふうな大まかな行き方が平たく言えばほんとうだと私は思つておりますが、それでよろしうございしますか。たとえば三十万円が最高限度と仮定した場合に、それでもよろしうございしますか。三十万円の問題は別にいたしまして……

○鮎川説明員 ただいまの御質問は、たとえば五十坪くらいの建物を移転した場合に三十万円の融資があつて、その上に自己負担がある場合、そういうようなものが認められるかどうかというふうな御趣旨に承つたのでありますが、特にその点私どもも、地すべりにおける住宅移転というのは現に家が建つておりますので、建物などの坪数とかその他に制限を加えますと、実情に沿わないという点も考えられるわけでありませう。ところが現在の公庫法におきましては、三十坪以下の住宅は——貸付の対象にならないものとかいろいろな制限がございします。この際は金額は限度をきめておりますけれども、その他におきましては実情に即するようにならうに自由ができるようになっております。従つて残つた分は自己負担ということになっております。

○井手委員 もう一つお尋ねします。限度以上のものは自己負担、これが、限度以上のものは自己負担、これはわかりました。そうしますと、設計様式その他については農家の自由だ、これでよろしうございしますか。

○鮎川説明員 公庫においては特別に設計についての注文はいたさないことにいたしております。御承知のように、一般建築物に建築基準法というのがございしますが、この一般建築の基準に合致することだけはお願ひいたしましたと考へておる次第であります。

○井手委員 一般建築の基準に合致するとはどういうことでございしますか。

○鮎川説明員 これにつきましては、確認の申請という手続を受けまして、建築の確認がされるようになっておりますが、その確認に合致するものであればいいことになっております。一般建築をいたします場合には、それぞれ建築基準法に基いて確認の申請というものを受けておるわけであります。それが、それは地すべりの場合ではなくして、すべての建築物について、それが適用になつておるわけであります。その手続によりまして確認を受けなければいけません。特別にむずかしい注文はいたしてないわけでありまして、普通の建物であれば確認ができするような仕組みになつておるわけでありませう。

○井手委員 確認という言葉がだいたい出ましたが、それでは設計とか様式とか、そういったものの制約はございませうか。

○鮎川説明員 特別に制約はございませう。

○井手委員 三十万円ではどうしても低うございします。今の農家の実情あるいは建築の状態から申しますと、どうしても低い。私現地の農家の方から、

方々から聞きましてけれども、とても三十万円ではやれませんかというのです。先刻も申し上げましたように、移築する場合、家を解いてそれを他に持ってきて建築する場合、古い材料が必ずしも全部利用できるとは限りません。これはあなたもおわかりだろうと思う。そういうことからいろいろ考えますと、地方によっても違いますが、農家によっても違いますが、今坪当り大体三万円、三万五千円は要るわけでありまして、あなた方がお考えになっておられるように、公営住宅とかあるいは何か住宅というもので建てるのとは違って、農家は一軒建ちでありまして、台風にも耐え得るような堅牢なものを建てなければならぬことは申すまでもないのであります。三寸角とか五寸角とか、建築の専門用語は避けますけれども、小さな材料では農家の建築物にはならないわけでありまして、そういうことを考えますと、三十万円では足りません。建設省、農林省あたりでは、初め坪当り二万三千円か二万七千円をお考えになったようでありまして、が、原案によりまして二万円に引き下げられておる、それでは足りないのです。坪数はともかくとして、問題の単価が悪いのです、普通建築する場合に、材木代は三分の一くらいでしよう。しかし三分の一の材木代があるいはほとんどかかなくてはならぬ場合が出てくると思うのです。そういう場合を予想いたしますと、三十万円の限度は低過ぎます。これでもなお三十万円では足りないというお考えですか。

○鮎川説明員 この前御説明申し上げました坪当り単価の二万円と申しますのは、平均的な計算の基礎としてそういうものに考えておるということをし上げたわけでありまして、場合によりましては、非常に新しい家を移築する場合に、そのままで移築しますと平均的な二万円もかからない場合もあるかと存じますし、また今御指摘になりましたような古い家を移築するに、どのような場合には、古材は使えなくて、ほとんど新築に類することもあるかと考えます。その場合には三十万円では十五坪というのではかかぬかと思ひますけれども、かりに三万円といたしますと、十坪の家になるわけでございます。新築とすれば単価は高くなつて参ることは当然でございますが、私も先ほど申し上げましたように、当面の地すべりのために移転を必要とする最小限の費用として一坪あたりに限る限度の金がこれではないかと思ひます。次第でございます。

○井手委員 そこにあなただけの間違ひがある。なるほどおっしゃる通りに新築同様のものもある、それは三万円もかかるかもしれない、そういう場合には坪数を減らせばいいじゃないか、坪数を減らして農業経営ができますか。これはサラリーマンの家庭とは違ひます。長くなりましてからあと委員の皆さんとの御相談になりますけれども、三十万円ではきつ過ぎません。少くともやはり私は三割ぐらひは引き上げなければならぬと思う。三割ぐらひは引き上げなくちゃ実情に沿いません。実情に沿うとおっしゃつたけれども、沿ひませんよ。あなたが農業経営の内容かと思ひます。その点もあわせて承わりたいと思ひます。

○鮎川説明員 たいだいま据置期間の問題についてお話がございましたが、公庫におきまして災害復興の場合にも据置期間を設けておりますが、災害復興の際の期間の三年というように例に準じて、この際も三年以内というふうにいたした次第でございますが、特にそういうふうにした理由は、負担力の点から考えた次第でございます。償還金並びにその後の元利金等の償還金の程度が、この程度にいたさなければならぬというふうな考え方、据置期間を定めた次第でございます。

○井手委員 これは申し上げるまでもないと思ひますが、私もちよつとかつのようにも考えますが、三十万円はまるまるですか、三十万円の七割ということになりませんか、ちよつとその点を……

○鮎川説明員 三十万円が必要な場合は三十万円まるまる貸すようになっております。ほかの例でいきますと八割貸付というのをいたしておりますが、これは金額で定めておりますから、三十万円の場合は最高は三十万円ということになっております。

○井手委員 それでは農林省にお伺ひいたしますが、今尋ねた問題です。この緊急な事態に処する対策として農林漁業金融公庫から貸す条件、自作農創設維持資金ですら五分五厘の利率、十五年償還だと私は記憶しておりますが、おそらくそれよりも悪い条件ではないかと私は思つております。農林漁業金融公庫の場合どういふふうになっておりますか。

○正井説明員 自作農維持資金の場合には五分五厘で貸しております、今問の農業用施設の場合は七分にいたしておりますが、実は自作農資金との均衡の点についての御質問と存じますが、自作農資金は、御承知のように非常に生産手段である農地あるいは採草、放牧地を手放さなければいけないというふうな非常に差し迫つておるような場合、あるいは現在の農業経営そのものが新たに農地を——あるいは小作地の場合もございますが、新たに農地を取得しなければ現在直ちにやっけないというふうな非常に切迫し

たものにつきまして、かつまたそういう方でありまして、経営規模等も小さいわけでごさいます。中層規模以下のそういう非常に困窮して、差し迫った人々を救済してやるわけでありまして、片一方現在の地すべりの場合もいろいろと条件に恵まれないわけでごさいます。地すべりが起る以前にそういう家を移転し、あるいは農業用施設を移転する、それに必要な資金を貸すというように、若干そこに性格上の違いもあるかと存じます。私どもの方としましては、こういった農舎でありますとか畜舎、こういった農業用施設につきましては、個人施設として特に大臣が指定した場合に公庫から金を貸し出す、そういうような建前になっておりますが、ただいま申し上げました条件というのは、災害にかかった場合にそのつど大臣の指定があるわけでありまして、その場合の条件に大体歩調を合わせるというように意味でごさいます。条件につきましては、一般の場合ですと七分五厘を七分に下げる、それから償還の期限も十年を十五年に延ばすというところでごさいます。なおまた一般の災害の場合は、そういう条件のほかには、置期間が一年になっておりますが、すでに災害をこうむったものが、置期間が一年になっておりますが、この場合は、いろいろ金融を担当してやる方面とも相談をいたしまして、二年というふうな延ばしたわけでごさいます。お話を五年という長期のものではございませんが、できるだけ移転に伴う償還を楽にするという意味合いでの努力はいたしておるわけでありまして、

○井手委員 自作農創設維持資金が必

要であることは、私は認めております。困った農家にお貸しになることは承知しております。しかし、地すべりの場合よりも、もっと困難な農家だというふうなお考えのようですが、地すべり地帯では、自分の農地が八反も一町歩も一べんになくなってしまおうという事態も考えられます。そういう場合に、自作農創設維持資金よりも条件が悪いというところは、私は考えられぬと思う。そこで私がお尋ねしたいのは、移転する農家が、先般も申し上げましたように、たとえ簡素化されても、かなりの手続が必要でありまして、家屋は住宅金融公庫から、農舎畜舎は農林漁業金融公庫から、両方に申し込んで、両方に扱わなければならぬ。そういうことよりも、むしろ一本にして住宅金融公庫から貸せませんか。そういう方法はございませんか。これには幸い農林漁業金融公庫のことは触れてありませんから、今の制度で活用すればできるものであります。条文を修正することも要らぬであります。むしろ一本になって、四十万円か五十万円の限度で融資するということにはできませんか。

○正井説明員 ただいま自作農資金の

てはこういうものの活用ということも考えられるわけでありまして、そのように必要があればまた処置いたします。それから住宅金融公庫から借りられないかというお話でごさいます。これは住宅金融公庫の方の建前等もあるかと存じますので、問題があるかと思ひます。ただ私どもといたしまして、非常に手続が煩瑣であるということの心配についての御質問もあつたわけですが、公庫資金を借りる場合、農協を通じて借りる場合には、いろいろの手続は、先ほどお話がありましたように、関連事業計画がきまり、あるいは地域指定があり、そういった前提さえそろいますと、農協同組合が借りる、そしてそれを該当の農家に貸すという二段の構えにいたしまして、農家はほとんど借入証書を入れるというだけで、手続の方は簡素化して参るといふことで、公庫でも大体検討いたしておりますので、手続が煩瑣になるといふことは避け得るのではないかと思ひます。

○井手委員 手続が煩瑣になることを

もう一つ、昨年度すべりで非常に被害を受けたところがありましたし、現にそういう事態も起つておりますが、これは昨年の分までさかのぼって適用になるわけですか。遡及ということには問題があまりしゅうけれども、一般の災害には、特別立法はさかのぼって適用することが普通でありますので、この点念のために一つ伺ひしておきます。

○正井説明員 農業用施設の資金の貸

○井手委員 それでは、原案の責任者にお伺ひしますが、家屋移転に対する政府の融資の措置は、関連事業計画が作成されて、知事の承認を受けたあとでなくては、その効力は発生しない、こういうような結論になりますか。

○山本(三)政府委員 その通りでございます。

○井手委員 それでは、それまでの間に立ちのかねばならない緊急なものに対する措置は、この法の適用恩恵が受けられない、こういうことになりませんか。

重ねて伺ひますが、一般のたとえ二十八年災害のごときは、二十四の特例立法をいたしました。そして秋の臨時国会で成立いたしました。六月、七月に発生した大水害の被害対策について適用をいたしました。その後政府が提案いたしましたいろいろな災害関係の臨時立法についても、さかのぼって適用をいたしました。たとえば佐賀県伊万里市人形石山における大被害、あれが動機となつて今度の法案が提出された。そういうことをいろいろ考へて参りますと、やはりさかのぼってやるべきではないですか。その点を一つ……。

○山本(三)政府委員 この法律の建前といたしましては、法律の施行をしていただくまで、その上で関連事業計画を立てるわけでごさいます。それをできるだけ早くいたしまして、処置をいたしたい。こういう建前にしてやるわけでごさいますので、それらを急ぎやっていたら、この法律に乗せてやっていく、こういうふうな考へております。

○井手委員 関連事業計画を急いでやりまして、現に進行して、立ちの

なければならぬ人には適用できないのは、おおよそおかしいじゃないですか。

一般の災害というのはさかのぼって適用いたします。数年前にさかのぼってということはありませんけれども、夏に起った災害について特別の措置をしなくちゃならぬものについては、次の国会において立法し、そしてさかのぼって適用したことが従来の例であります。この災害、場合によっては災害以上の対策であると言われるこの地すべり対策に、さかのぼらないという理由はどこにございますか。そのくらはちっと研究して話し合つて、実情に沿うようにやつてもらいたい。

○山本(三)政府委員 災害の問題につきましては、負担率につきましてはただいまのお話のようにさかのぼってやったものもございます。従いまして、できるだけ早くやらなければならぬものでありますけれども、緊急の措置を要するものにつきましては、当然関連計画というものもすぐできるだろうと私は承知しておるわけでございますので、それらを督促いたしまして、早くやるう、住宅の問題につきまして、早く移ってしまったものではなくて、これから移ろうというものが対象でございますので、そういう手続を早くやりますれば十分間に合うというふうに考えております。

○井手委員 それでは、それ以上の答弁はできないわけですね。関連事業を急いで早く実施したい、こういうことのようにですが、すでに起った問題——今日ではどうしてもそこまではやはり適用するという踏み切りはできないわけですね。それは結論だけお聞きしましょう。

○山本(三)政府委員 その通りでございます。急いでやりますならば十分間に合うというふうに考えております。

○井手委員 委員長にちよつと御相談いたしますが、この問題についてはなお大蔵省の意見を聞かなくてはならぬと思います。せつかく松永さんお見えただいておりますけれども、ちょうど昼になりましたので、次会まで保留させていただきますと思います。

○西村委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十四分散会

〔参照〕

公営住宅法第六条第三項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十三年三月二十二日印刷

昭和三十三年三月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局